

児童養護施設に勤務する看護師の実態調査—第2報— 看護師自身が実施するべきと認識している項目

木村 智一¹、塩飽 仁¹、鈴木 祐子¹、相墨 生恵²、井上 由紀子^{1,3}、名古屋 祐子^{1,4}

¹ 東北大学大学院医学系研究科、² 岩手県立大学、³ 東北大学病院看護部、⁴ 宮城県立こども病院看護部

【はじめに】

近年、児童養護施設には被虐待児や発達障害児など対応困難な児童の入所が増加している。また、日常的な健康管理や疾病管理を必要とする児童の入所も継続的にある。そういった状況をふまえ、厚生労働省は施設への看護師配置を推進している。しかし、看護師の就業実態や役割に関する全国的な調査は実施されていない。乳児院や保育所の看護師は、役割が明確でないことから専門性を発揮できていないと言われている。遅れて看護師配置が進められてきた児童養護施設においても類似の状況がある可能性はある。

【目的】

児童養護施設に勤務する看護師が、働く中で看護師が実施するべきと認識している項目を明確にする。

【方法】

先行研究（友田ら 2007 など）をふまえて検討した施設における看護師の役割と考えられることに関して、どの程度実施しているかと、どの程度実施するべきととらえているかを比較するため、自記式質問紙調査を実施した。

【対象】

2013年4月時点で、日本国内にある児童養護施設において看護に従事するため専任で働く看護師を対象とした。

【期間】 2013年5月から7月

【質問内容】

先行研究より施設の看護師の役割と考えられる26項目を作成し、その内容について看護師が実施しているか、看護師が実施するべきかどうか、選択式で回答を得た。

【分析方法】

看護師が実施しているか、実施するべきかどうかについて単純集計し、割合を算出し、McNemarの検定を用いて比較した。有意水準は0.05とした。統計ソフトウェアSAS9.3を使用した。

【倫理的配慮】

本研究は、東北大学大学院医学系研究科倫理委員会の承認を得て実施した。施設長に協力依頼文書を郵送し、施設としての許可を得た後、対象者に調査目的、方法、調査への協力は自由であり、協力しなくとも不利益は生じないことを文書で説明した。その上で、調査協力に同意する場合には質問紙への回答を求めた。回答は無記名とし、回答された質問紙の提出をもって、調査協力への同意とみなした。

【結果】

看護師67名から回答を得た。有効回答は64名(95.5%)であった。年齢は、平均47.5±10.7歳で50歳から59歳が最も多かった。現在勤務している施設での勤務年数は、平均5.0±6.6年で5年未満が最も多かった。性別は、男性2名(3.2%)、女性61名(96.8%)であり、雇用形態は、常勤54名(87.1%)、非常勤8名(12.9%)であった。

1. 看護師が実施している項目

回答した看護師全員が実施している項目は、「応急手当」であった。また、9割以上が実施している項目は、「一時的な受診判断」「感染症対応」「感染予防の保健指導」「予防接種管理」「一時的な受診付添」「発育発達の把握」「健康状況に関する記録」「医療機関との連携」「健康状況把握」「職員への児童対応に関する保健指導、教育」「慢性疾患を持つ児童のための通院」などであった。

2. 看護師が実施するべき項目

回答した看護師全員が実施するべきと回答した項目は、「応急手当」「感染症対応」「感染予防の保健指導」「予防接種管理」であった。また、9割以上が実施するべきと回答した項目は、「一時的な受診判断」「一時的な受診付添」「職員への児童対応に関する保健指導、教育」「医療機関との連携」「慢性疾患を持つ児童のための通院」「服薬以外の定期的な医療的ケア」「発育発達の把握」「健康状況把握」「性教育、性的問題対応」などであった。

3. 実施している項目と実施するべき項目の比較

看護師が実施している項目と実施するべき項目を比較したところ、「被虐待児のための精神科通院」(P=0.000)「発達障害児のための通院」(P=0.004)「服薬以外の定期的な医療的ケア」(P=0.016)「発育発達の記録」(P=0.008)「性教育、性的問題対応」(P=0.013)「外出から戻った児童の虐待兆候の発見」(P=0.000)「児童相談所との連携」(P=0.004)「家庭との連携」(P=0.004)の8項目全てで有意差があり、実施していないが実施するべきと認識している看護師が多かった。

【考察】

看護師は、「応急手当」「感染症対応」「一時的な受診判断」「医療機関との連携」「慢性疾患を持つ児童の通院」などの傷病対応、「感染予防の保健指導」「予防接種管理」「発育発達の把握」「健康状況把握」などの健康管理、「職員への児童対応に関する保健指導、教育」について、看護師が実施するべきと認識し、実際に実施していた。一方で「性教育、性的問題対応」は、近年施設において大きな課題となっており、看護師は働く中で医療や保健に関わる専門職として実施するべきと認識したと推察される。また、「被虐待児のための精神科通院」などは、実施するべきという割合は高くないものの被虐待児などの入所増加から医療的対応の必要性が考えられ、看護師は実施するべきと認識し始めていると推察される。しかし、そういった児童への対応の難しさから、十分に対応できていないと予測される。

【文献】

友田尋子ら(2007). 児童養護施設の福祉職が実施する子どもの健康に関わるケアの実態—福祉職の語りから得た現状と問い—. 日本看護福祉学会誌, 13, 2, 13-26.

謝辞 本調査は、NPO 法人 福島県の児童養護施設の子供の健康を考える会共同代表の澤田和美先生、丸 光恵先生とともに実施いたしました。調査の企画においては、児童養護施設青葉学園園長の神戸信行先生ならびに児童養護施設福島愛育園園長の齋藤久夫先生にご助言とご指導を賜りました。また調査実施に際しては、全国児童養護施設協議会前会長の加賀美尤祥先生にご支援いただきました。先生方には衷心よりお礼申し上げます。そして調査にご協力いただきました全国の児童養護施設の皆様に厚くお礼申し上げます。

出典 本稿は、2014年7月20日に東京で開催された、日本小児看護学会第24回学術集会で口演発表した抄録を電子化したものである。